

秋田車体株式会社 行動計画

すべての社員が仕事と生活の調和を図るとともに、女性社員がその持てる能力を十分に発揮し活躍することが可能な働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業、出産手当金、育児休業給付金及び産休・育休中における社会保険料免除等の各種制度について情報提供を行い、周知啓発を図る。(次世代法)

<対策及び実施時期>

- 令和6年 8月～ 労働基準法、育児・介護休業法、健康保険法及び雇用保険法等、法令に基づく各種制度について最新の内容を確認するとともに、社内周知用の資料を収集・作成する。
- 11月～ 収集・作成した資料を用いて社内の周知啓発を図る。
- 令和7年 2月～ 法改正その他最新の情報収集に努めるとともに適宜、資料を収集・作成して継続的な周知啓発を図る。

目標2：育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい制度の導入を図る。(次世代法)

<対策及び実施時期>

- 令和6年 8月～ 育児休業、子の看護休暇及び育児短時間勤務等について、利用しやすくするための社内アンケート・ヒアリング等を実施する。
- 令和7年 2月～ 育児・介護休業法の最新の内容を把握するとともに、社内アンケート・ヒアリング等の結果を踏まえ、育児・介護休業法の規定を上回る制度の具体的な内容を決定する。
- 8月～ 育児・介護休業規程を改正し、新しい制度の周知啓発を図る。
- 令和8年 8月～ 結果を1年毎に検証し、適宜改善のうえ継続して実施する。

目標3：従業員1人あたりの年次有給休暇取得率を、1年平均で75%以上とする。(次世代法・女活法)

<対策及び実施時期>

- 令和6年 8月～ 社内アンケート・ヒアリング及び年次有給休暇の取得状況確認等を実施し現状とニーズを把握するとともに、目標達成に向けて課題を整理する。
- 11月～ 課題解決への取組みについて、情報共有の強化、業務の分担・進め方の見直し、多能工化の推進又は年次有給休暇の計画的付与制度の導入他、具体的な内容と実施時期を決定する。
- 令和7年 2月～ 決定した取組みを実施する。以降、結果を1年毎に検証し、目標が未達の場合は適宜改善のうえ継続して実施する。